

平成 26 年度 国 の 予 算 並びに 施策 に 関する 要 望 書

岐 阜 県 町 村 会

要　望　事　項

【重　点　要　望】

1	道州制の導入はしないこと	1
2	地方税及び地方交付税等の財政基盤の充実強化	1
3	国民健康保険制度の安定的運営	2
4	社会保障・税番号制度の円滑な導入	2
5	原子力発電施設の安全体制確立及びエネルギー政策の見直し	3
6	東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び 濃飛横断自動車道の事業促進	4
7	道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	5
8	防災拠点の地盤強化の推進	6
9	スマートインターチェンジ建設に係る支援の拡充	6

【一　般　要　望】

I 町村財政対策関係

1	臨時財政対策債制度の見直し	7
2	地方公務員給与費に係る地方の自主性の確保	7

II 地震防災対策関係

1	市町村防災行政無線等のデジタル化の整備促進	7
2	再生可能エネルギー技術を活用した避難所構築に係る財政措置	8
3	社会基盤整備による防災対策の強化	8

III 少子化対策関係

1	少子化対策の推進	8
---	----------	---

IV 福祉・医療関係

1	介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	9
2	利用者の高齢化・障がい重度化に伴う施設再整備の促進及び介護人材 の養成・確保	9
3	感染症予防対策の推進	10
4	地域医療の確保	10

V 教育・文化・スポーツ関係

1	教育行政の推進	10
---	---------	----

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1	地域交通対策の推進	12
---	-----------	----

VII 治山・治水対策関係

1	災害から守るための河川の整備促進	13
2	新丸山ダム建設事業の促進	13
3	治山事業の推進	13

VIII 生活環境施設関係	
1 簡易水道施設整備費補助制度の充実	1 3
2 水道施設の再構築事業等に対する財政支援	1 4
3 高度処理対策の推進	1 4
4 合併浄化槽設置の普及促進	1 4
IX 農業・農村振興対策関係	
1 農村振興総合整備事業費補助金の継続	1 5
2 農地・水保全管理支払交付金事業の継続	1 5
3 農業用老朽ため池の防災対策	1 5
4 鳥獣被害防災対策の推進	1 5
X 森林・林業振興対策関係	
1 森林作業道等標準単価の見直し	1 6
2 地球温暖化対策の推進	1 6
XI エネルギー対策関係	
1 水源地域の振興対策の拡充	1 7
2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の継続	1 7
XII その他	
1 地籍調査事業の推進	1 8
2 類似施設取り壊し費用に係る財政支援	1 8
3 木曽川水系連絡導水路事業の促進	1 8

【重 点 要 望】

1 道州制の導入はしないこと

現在、自民党において道州制に係る法案の国会提出が検討されているが、全国町村会においては、平成20年より一貫して道州制の導入には反対している。

今なぜ道州制なのか。道州制は、今後の国と地方のあり方の根本にかかわるものであるにもかかわらず、これまでの道州制論議は、平成の大合併の検証や国民的議論のない中で、現行の都道府県制度のどこにどういう問題があるのか、道州制は一体何をもたらすのか、道州制での国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚から遊離したものとなっており、実態の見えないまま道州制が導入されかねない懸念がある。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになり、大都市圏への更なる集中を招き、道州の中心部と周縁部の格差が一段と拡がることが危惧される。どの地域においても、住民が安心して暮らせる国土形成が必要であり、それを担っているのが、住民の顔が見える市町村の責務でもある。

よって国は、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、道州制を導入しないこと。

2 地方税及び地方交付税等の財政基盤の充実強化

町村は、地域経済の低迷で財源が乏しい中、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを推進するためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築及び地方交付税の法定率の引き上げ等地方税財源の大幅な拡充が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 地方交付税の原資は、地域偏在性の比較的大きな税目で構成するよう見直すことや法定率の引き上げなどの改革を行い、地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額の復元・増額を行い、一般財源の充実を図ること。
- (2) 地方交付税の算定、配分にあたっては、財政力の弱い地方自治体に対して十分な配慮をすること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

3 国民健康保険制度の安定的運営

市町村は国民健康保険制度の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、制度創設時に比べ農林水産業従事者及び自営業者の割合が減少する一方、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっている、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れは、もはや限界に達する等、制度の維持運営が困難な状況となっている。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 国民健康保険については、制度の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度に一本化すること。
- (2) 社会保障・税一体改革において、税制抜本改革時に行なうとされた2,200億円の公費投入を消費税率の8%引き上げ時に実施すること。
- (3) 2,200億円の公費投入だけでは、市町村国保の構造問題の解決には不十分であり、国費の大幅な追加投入により将来に亘り持続可能な制度とすること。
- (4) 小規模保険者の保険財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できることや医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。

- (5) 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できる等、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

4 社会保障・税番号制度の円滑な導入

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率化、スリム化を図ることを目的として、現在、国では社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入が進められている。しかし、これにより現在運用している住民基本台帳システム等の改修若しくは新システムの導入が今後必要となってくることから、市町村ではシステム整備に対する費用が大きな負担になると想定される等多くの課題がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 社会保障・税番号制度の導入・運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティに万全の対策を講じること。

- (2) 個人番号の付番・通知に係る事務及び個人番号カードを交付する事務の導入・運用に係る費用については全額国費において行うこと。

また、市町村の既存システムの改修に要する費用をはじめ番号制度の導入・運用に係る市町村の新たな経費負担を明らかにし、市町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

5 原子力発電施設の安全体制確立及びエネルギー政策の見直し

一昨年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

本来、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所の事故原因を特定し、その知見を生かした徹底した安全対策の下、エネルギー政策の方向性を見極めて慎重に判断すべきものである。

特に岐阜県は、福井県の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 原子力災害対策指針の早期拡充

① U P Z の外の地域における防災対策の充実

継続検討事項とされている P P A （甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の具体的な範囲や当該地域における防護措置の内容を早急に示すこと。

また、1週間程度内に一時移転を必要とする毎時 20 マイクロシーベルトを超える地域が、福島第一原発事故時に 30 km を越えて現れたことに鑑み、このような地域における防災対策の内容を示すこと。

② 緊急時モニタリング体制の整備

継続検討事項とされている避難等の防護措置の実施に当たって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法（国と地方自治体の役割分担、緊急時モニタリング計画の具体的な内容等を含む）や中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について、U P Z の外の地域における対応も含め早急に検討すること。

③ 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法の明示

・継続検討事項とされている P A Z （予防的防護措置準備区域：概ね 5 km）の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準や屋内退避等の防護措置との併用のあり方を早急に明らかにすること。

・事前配布を行わない P A Z の外の地域における安定ヨウ素剤の配布や服用のあり方についても具体的に示すこと。

・安定ヨウ素剤の配布・服用時に関与すべき医師の対応について具体的な内容を示すこと。また、医師が関与できない場合における適切な配布・服用の方法を具体的に示すこと。

④ 実効性のある放射性物質の拡散予測

SPEEDI の予測精度を向上させるなど、より実効性のある放射性物質の拡散予測体制を構築すること。

⑤ 緊急被ばく医療体制の整備

UPZ 内における緊急被ばく医療体制の考え方を具体的に示すとともに、UPZ の外の地域についても身体除染や健康相談等のあり方を示すこと。

(2) 原子力施設の安全確保

① 福島第一原発事故の徹底的な検証と新規制基準の継続的な検証

政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会等で未解明部分とされた地震動による設備への影響、高経年化による影響等の徹底的な検証と女川原発との比較分析及びこれらを踏まえた新規制基準の継続的な検証を行うこと。

② 新規制基準の厳格な運用

原子力施設の安全性確保について、平成 25 年 7 月から法に基づく原子力施設の新規制基準による安全性の審査が開始されたところであるが、新規制基準を厳格に適用した審査を行うとともに、その結果について国民全体に分かりやすく説明すること。

③ 原発敷地内の破碎帯調査の速やかな実施

もんじゅや美浜原発の破碎帯調査について、有識者会合による現地調査や議論を進め、速やかに結論を出すこと。

④ 安全性を確保するための設備・機器のマネジメント体制の審査

新規制基準で設置を求める多くの設備・機器に関し、その手順書整備、適切な人員配置、研修・訓練の実施などについて厳格に審査すること。

(3) エネルギー基本計画の早期策定

現在、国は、「革新的エネルギー・環境戦略」を見直し、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための新しいエネルギー基本計画の策定作業を進めているが、「原子力発電の安全性確保を最優先」とした上での「整合性のとれたエネルギー政策」を早急に構築し、国民へ分かりやすく示すこと。

6 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業促進

東海環状自動車道は、岐阜県、愛知県、三重県の沿線市町を環状に連結し、東名・名神高速道路、中央自動車道等と一体となって、広域的なネットワークを形成する、極めて重要な高規格幹線道路である。

東回りルートについては、平成 21 年 4 月に全線が開通し、地域社会や経済の活性化に大

きな効果をもたらしている。

西回りルートについては、昨年9月に大垣西ICから養老JCT間が開通、供用開始されており、昨年11月には（仮）大野・神戸ICの建設工事も着手され、地域経済活性化等に大きな期待が寄せられている。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止をはじめ、豪雨災害、南海トラフの巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県中間駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理するとともに、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し平成32年度末までに全線完成させること。
- (2) 東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化について平成30年度までに完成させること。
- (3) 東海北陸自動車道飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化について、早期事業化を図ること。
- (4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフの巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措

置を講じること。

(4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。

(5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。

8 防災拠点の地盤強化の推進

東日本大震災では、亜炭採掘の歴史を同じくする市町村で陥没被害が多発しており、近々発生が予想される南海トラフの巨大地震は、岐阜県においても大規模陥没が発生することは確実で、甚大な被害が想定される。

また、毎年のように陥没被害が発生していることから、住民の不安は一層増大している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 特定鉱害復旧事業制度の拡充

大規模陥没被害の復旧により大幅に減少している特定鉱害復旧事業等基金の補てん及び積み増しを早急に実施するとともに、恒久的に復旧対策の継続が担保されるよう特定鉱害復旧事業制度の拡充を図ること。

(2) 鉱害予防対策制度の創設

陥没多発地域の調査及び対策、特に避難所や緊急輸送路などの重要な道路の安全確保を最優先に行う新たな制度を早急に創設すること。

9 スマートインターチェンジ建設に係る支援の拡充

スマートインターチェンジの建設は、地域の活性化、高速道路利用者の利便性の向上など非常に大きな効果が期待できるものであり、特に企業誘致を推進する上でも大きな利点となる。

また、災害時や緊急時に高速道路を活用した緊急輸送道路の確保と緊急搬送時間の短縮を図る上でも、スマートインターチェンジの建設は大変有効である。

よって、国はスマートインターチェンジ建設に係る技術的及び財政的支援を拡充するよう要望する。

【一般要望】

I 町村財政対策関係

1 臨時財政対策債制度の見直し

臨時財政対策債の元利償還金の基準財政需要額への算入については、国が標準と考える借入期間等で全国一律に算定されているが、個々の自治体の借入等の状況によっては期間内に全額算入されないことがある等、内容がわかりにくい状況となっている。

よって、国は臨時財政対策債による臨時の措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保するよう要望する。

2 地方公務員給与費に係る地方の自主性の確保

平成25年度の地方公務員給与費に係る基準財政需要額の算定に当たり、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に地方の固有財源である地方交付税を一方的に削減することは地方交付税制度の目的や性格にそぐわないと考える。

また、地方公共団体がこれまで実施してきた人件費抑制の努力を考慮されることなく、ラスパイレス指数を指標として単年比較のみで給与の引き下げ要請が行われたことも、誠に遺憾である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 地方公務員給与費に係る地方の固有財源である地方交付税の一方的な削減は今回限りとし、二度と行わないこと。
- (2) 地方公務員給与は、本来、地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき自主的に決定すべきものであり、その自主性を尊重すること。

II 地震防災対策関係

1 市町村防災行政無線等のデジタル化の整備促進

「住民の生命・財産を守る」ことは、地方公共団体の最大の責務であり、住民一人ひとりに対し、的確かつ迅速な情報伝達が出来る防災体制の構築が、最重要課題のひとつであり、特に有事の際ににおける情報伝達システムの構築は、東日本大震災においても、その重要性が再認識されたところである。

防災行政無線のデジタル化については、多額の整備費用が必要となることから、町村の財政を大きく圧迫することが懸念されるが、デジタル化関連事業の防災対策事業債として対象事業費の交付税算入率が有利となるのは、平成28年度までに完了する事業となっている。

このため、安全で安心な地域づくりを進めるためにも国は、平成28年度以降に実施する防災行政無線のデジタル化の整備についても必要な財政措置を講ずるよう要望する。

2 再生可能エネルギー技術を活用した避難所構築に係る財政措置

市町村は、災害時には住民の生命財産を守る責任があり、特に指定避難所（広域避難所、収容避難所）は、災害対応の中核施設となることから、再生可能エネルギー技術をはじめ、燃料電池、蓄電池、LPGガスバルク等の防災技術を総合的に組み合わせ、災害時においても一定期間エネルギー等が自給できる「再生可能エネルギー活用自立型避難所」の構築が必要である。

よって、国は地方公共団体が実施する再生可能エネルギー技術の導入に要する経費について、新たな財政支援制度を創設するなど、再生可能エネルギーの需要拡大に向けて特段の措置を講じるよう要望する。

3 社会基盤整備による防災対策の強化

中山間地は自然的条件により災害発生の頻度が高い国土となっており、近い将来予想される巨大地震の懸念と頻発する記録的な集中豪雨など、毎年のように被害が発生している中で、住民からは自助・共助の必要性を認識した上で、公助による防災対策の強化が望まれており、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりの一層の推進のため、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 災害時の緊急輸送路の確保及び孤立集落の発生防止のため、国道及び県道の整備を促進すること。
- (2) 土石流・急傾斜地等、土砂災害防止の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業への一層の予算配分を講じること。

III 少子化対策関係

1 少子化対策の推進

現在、わが国における急速な少子化の進行は、地域活力の低下や生産年齢人口の減少など、将来の社会構造に大きな影響を与えるものであり、このことが地域や家庭等において、安心して子育てができないという社会環境に大きく起因していると考えられる。このため、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるための次世代育成支援行動計画における対策を推進するとともに、全ての子育て家庭における養育支援や地域における子育て支援の強化が強く求められていることから、町村に対する新たな財政支援の明確な枠組みを構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 保育所運営費については、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、交付税措置となつたところであるが、保育所は地域の子育ての拠点であり、今後とも維持していくなければならない。様々な住民ニーズに対応し、地域実情に合わせた保育所運営を行うためには、公設保育所においても民間保育所と同等に多様なサービス提供ができるよう財源措置を図ること。

- (2) 市町村の子育て支援策実施の財源となっている安心こども基金は、平成25年度まで延長されているが、平成26年度以降の安定的な事業実施に必要な財源を確保すること。
- (3) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

IV 福祉・医療関係

1 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は3年毎の事業計画に沿って運営されているが、急速な高齢化の進展により益々増加する介護給付に対応するための財政運営には厳しい将来が予想される。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

市町村国保問題と同様に、保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、運営を広域化し県レベルで推進すること。

(2) 介護保険制度の公費負担の見直し

現在、介護保険財政における公費負担は、国25%、県12.5%、市町村12.5%、計50%であるが、国の負担分の25%には、財政調整交付金5%も含まれており、75歳以上の人口や第1号被保険者の所得段階分布等により財政調整交付金5%が交付されない団体もある。調整交付金は、各市町村及び広域連合間の人口構成や所得状況の不均衡を是正するために交付される交付金であるから、国が介護給付費の25%を負担した上で、財政調整交付金を交付すること。

また、第1号被保険者の介護保険料基準額全国平均は、4,972円で第6期が5,000円を超える可能性が極めて高い。高齢者の増加に伴い、第1号被保険者が負担する保険料の割合も大きくなると予測されるが、際限なく値上げしていくのは、住民の理解が得られないため保険料算定方法を見直すこと。さらには、介護保険料の公費負担割合の引き上げの支援措置を講じること。

(3) 介護保険「軽度」の分離の見直し

厚生労働省では、介護の必要度が低い「要支援1」「要支援2」と認定された人向けのサービスを、将来は介護保険給付から切り離すことも含めて見直していく検討がされている。軽度の高齢者は保険給付から市町村事業に移行し、ボランティア、NPOなども活用して柔軟、効率的に実施すべきだと提案がされているが、市町村サービスに移行されることになれば、財政力の差がそのまま介護予防対策の市町村格差につながることにもなりかねないことから、制度の見直しにあたっては、慎重に対応すること。

2 利用者の高齢化・障がい重度化に伴う施設再整備の促進及び介護人材の養成・確保

高齢化によって、特別養護老人ホームは、常に満床状態で多くの要介護者が待機する状況となっている。また、障がい者支援施設の入所者の高齢化が進んでおり、障がい者支援施設

の運営を困難にしている。

よって、国は両施設の整備に対する補助制度を拡充し、支援するよう要望する。

また、介護従事者的人材確保、人材育成対策についても支援するよう要望する。

3 感染症予防対策の推進

平成22年度より子宮頸がん等予防ワクチン接種促進事業の中で小児用肺炎球菌ワクチン接種が公費による助成事業として実施され、平成25年度からは予防接種法上の定期接種化がなされたところである。

しかしながら、高齢者の肺炎での死亡が年間11万人を超す状況下、肺炎球菌ワクチンの接種による発症抑制の有効性は確認されているものの、高齢者の多くは任意の予防接種であり、ワクチン接種に対し6千円～8千円という高額な自己負担を支払っている状況にある。

よって、国は子どもの命や健康を守るために公費負担による事業として実施されている子宮頸がん等ワクチン接種と同様、当該ワクチン接種についても統一した方向性を示し、公費助成を全市町村で実施できるよう高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対する交付金事業を創設するよう要望する。

4 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかかるない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) べき地医療体制の確立の立場から、自治医科大学卒業医師の派遣を希望する町村に対し、医師の確保支援すること。

V 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 問題を抱える子どもたちの自立支援体制の充実

発達障がいのある子どもたちなどの増加に伴い、学校現場では、より手厚い指導が求められているが、講師等の配置状況は十分とはいえない状況である。このため個々に応じた

学習の機会を保証するため、町村において支援員の配置および増員等の支援体制を迫られることとなり対応しているが、こうした町村の支援体制を充実させるため支援員の配置および増員を図るための県補助制度を創設すること。

(2) 少人数学級制度の拡充

① 国においては、平成25年9月に「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案（平成25～29年の5カ年計画）」が策定され、平成29年度までに、中学校3年までの35人学級の実現を計画し、また、いじめ問題への対応、教育格差是正のための学習支援、特別支援教育への対応として、個別の教育課題に対応した教職員の充実も計画された。また、県においては、平成25年度には、小学校3年生までの35人学級が実現しているところであるが、きめ細やかで質の高い教育の実現と、安全・安心な学校生活ができるよう、国は小中学校35人学級を早期に実現すること。また、県は小学校低学年において、30人未満学級制度を確立すること。

② 35人学級が実現した場合、学級数が増加することも考えられるため、施設整備に対する補助施策の充実を図ること。

③ 教育現場では小規模校になるほど、教職員の欠勤や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっている。教務主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるよう見直しを図り、少人数指導は、講師を主要教科すべてに配置すること。また、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るために、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(3) 山間へき地の学校を守るための複式学級にする児童生徒数の基準の見直し

国の新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、小学校の複式学級の学級編成標準を、小学校では2年生以上のは場合は、現行の16名から14名（1年生を含む場合は現行の8名から6名）に引き下げ、中学校では複式学級の解消が計画されていたが、様々な事情から実施されていない状況である。

よって、県は山間へき地の小規模学校を守るため、複式学級編成基準の見直しについて早急に実施すること。

(4) 放課後児童クラブの拡充

① 長期化する不況も影響し、児童クラブの利用者は増加する一方である。町村の負担軽減のため、地方自治体の指導員にかかる配置基準を定め、その常勤配置に伴った補助単価とし、補助率の拡大を図ること。

② 町村の負担軽減のため、必要な施設・整備を明らかにし、補助対象経費を増加すること。

③ 厚生労働省の示すガイドラインにおいて、「児童クラブの集団規模は40人程度。1児童クラブの規模は最大70人まで」とあるが、クラブ利用者は増加の一途であり、新たな場所を確保するのも困難であるため、受入の確保を図るためにも、運用面で受入規模に柔軟性を持たせること。

(5) 学校施設整備事業に係る補助基準の見直し

近年気温35度を超える猛暑日が年を重ねる毎に増加し、夏休み前後の7月、9月には気温30度を超える日が連日続き、教室内の室温が上昇し学習環境に悪影響を与えてい。

児童・生徒の熱中症対策及び快適な教育環境の確保のため、普通教室等にエアコンが早期に設置できるよう、現行の国庫補助制度の補助率及び補助対象の拡充を図ること。

また、その他の学校施設整備に係る補助基準単価等の見直しについても早急に実施すること。

VI 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

① 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。

② 地域間幹線系統に重点化して維持対策費の補助を行っている事業採択要件の緩和を図ること。

③ 地域間幹線系統の国・県の補助金の算定において、平均乗車密度5人未満の路線の補助金カットが実施されているが、これによって各沿線町村が事業者の赤字補填をし、路線確保を図る必要が生じていることから、補助金制度の見直しを図ること。

(2) 存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地城市町は鉄道事業者に対し利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考える。また、現在の補助支援スキームでは、大手私鉄の不採算路線については、経営を分離し地方鉄道として再構築しなければ、車両更新などハード面での支援対象とは認められない。

高齢化社会を迎える、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるが、昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがある。

よって、鉄道赤字路線の維持存続について、大手私鉄を対象とした新たな支援制度を構築すること。

VII 治山・治水対策関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、集中豪雨あるいはゲリラ豪雨と呼ばれる激しい降雨により、毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ていている状況である。

国・県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

よって、地域住民の生活、生命財産を守るためにも国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 直轄河川改修事業及び一級河川改修事業への予算の重点配分をすること。
- (3) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。
- (4) 昨今の異常気象による集中豪雨には、逆水樋門では安全が担保できないため、浸水危険地域への排水機場の新設及び排水ポンプ増設を早期に着手すること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設については、民主党政権で検証対象とされ検証期間中は建設が進められなかつたが、国土交通省方針として建設継続を決定したことから、国は速やかに本体工事に着手するよう要望する。

3 治山事業の推進

本県は県土の8.2%を山地（森林）が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。特に平成22年7月、平成23年9月に発生した豪雨災害では多くの渓流被害が発生しており、防災対策の上からも住民が治山事業に期待している。

よって、国は、治山事業により一層の整備促進を図るよう要望する。

VIII 生活環境施設関係

1 簡易水道施設整備費補助制度の充実

簡易水道は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道の統合計画を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率の拡充を図ること。

- (2) 簡易水道の給水人口の定義を現行の5千人以下から2万人以下に引き上げ、統合前の簡易水道と同様に国庫補助対象とすること。

2 水道施設の再構築事業等に対する財政支援

わが国の水道事業は、水道普及が急速に進んだ昭和30年代に建設された施設が多く、これらの水道施設の再構築事業が大きな問題となっている。加えて、最近の水環境の変化から生じる水質問題に対応し、「安全でおいしい水」等を求める住民のニーズに応じるために高水準の施設に再構築しなければならない状況となっている。

しかし、水道施設の再構築事業は莫大な事業費を要するうえに、直接、料金収入の増加にはつながらないことから水道事業の経営に極めて大きな影響が出ることは必至である。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の史上空前の大災害による経験から震災等の大規模災害への対応や米国の同時多発テロを契機としたテロ対策強化への要請に応えるため、水道施設の耐震強化及び安全強化に関する事業を推進する必要がある。

よって、国はこのような状況から浄水場や基幹管路等の水道施設の再構築事業に対する新たな財政支援体制を確立するよう要望する。

また、水道施設の安全性強化のための施設整備に対する財政支援を要望する。

3 高度処理対策の推進

都市化の進展や生活様式の変化等により水質汚濁負荷は高まっているが、下水道の推進により公共用水域の水質濃度は横ばい傾向で推移している。近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、国は高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げるよう要望する。

4 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置に対しては、国庫補助基準額に加え町村費の上乗せ補助を行って負担を

軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、国は合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げるよう要望する。また、住宅立地の関係上、工事費が大きくなる家庭もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績による基準の引き上げを要望する。

IX 農業・農村振興対策関係

1 農村振興総合整備事業費補助金の継続

高齢化の進むなか、農業の振興を図っていくためには、農村振興総合整備費補助金は必要な制度であり、国は事業の新規採択、促進および補助率を堅持するよう要望する。

2 農地・水保全管理支払交付金事業の継続

農村における過疎化・高齢化・混在化等集落機能の低下により、近年、資源の適切な保全管理が困難になり、自然環境や景観の保全に支障をきたすようになってきている。

農地・水保全管理支払交付金事業については、これらの課題対応のため必要な事業であるが、来年度から新たな日本型直接支払制度へ包括される予定である。

よって、国は新制度についても農地・水保全管理支払交付金事業の趣旨及び支援水準を踏まえたものとするよう要望する。

3 農業用老朽ため池の防災対策

農業用老朽ため池の改修工事は、岐阜県において岐阜県震災対策検証委員会の提言に基づき農業用ため池の耐震化が進められている。岐阜県の耐震対策により県営事業の地元負担の軽減が実施されているが、多数の老朽化した農業用ため池を抱える町村の負担は、改修整備促進により増加している。今後、計画的な農業用ため池の改修整備の促進のため、県はさらなる地元負担の軽減を要望する。

また、国は農業用ため池の受益者の減少により、土地改良法手続きの申請人の確保が困難な小規模なため池の改修整備について、計画的な改修整備が図られるよう要望する。

4 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近は、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアなど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も年々増加している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、国は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業において、鳥獣被害防止施設の設置を自力施工す

る場合、資材購入費相当分の定額補助はあるが、柵を設置する箇所は、容易な場所でなく運搬・設置等に關しても苦慮するため、これらの費用（設置費用・賃金・傷害保険・消耗品など）を補助金の対象とすること。

- (2) 農事改良組合や集落営農など地域が実施する獣害対策防止柵の設置費用の助成について予算額を増額すること。
- (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（平成24年度補正事業）で捕獲奨励金（捕獲経費）が対象となったが、本事業による補助金の交付先は個人となっている。しかし、銃による捕獲は複数人数で実施することが多く、出務者の人数も様々で、経費の配分が難しく、配分の仕方によって、不公平感が出ることが懸念される。このため、補助金の交付先を、鳥獣被害防止対策実施隊や捕獲隊といった団体等も交付対象とすること。

X 森林・林業振興対策関係

1 森林作業道等標準単価の見直し

森林の適正管理や素材生産活動に欠かせない作業道については、県を通じて提供される森林作業道等単価表・積算表によって算出される標準事業費により補助金額が算定されているが、この標準単価は、実際の事業単価を大きく下回り、利用間伐の拡大に不可欠な作業道の円滑な整備に大きな支障を来しており、国は森林作業道標準単価を実勢に合ったものに改めるよう要望する。

2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっている。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、山村地域の町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあるほか、森林・林業及び山村の活性化に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、国においては「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に創設されたが、「森林吸収源対策」については、「平成25年度税制改正大綱」において、「国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である」としたものの「『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う」という表現に留まったところである。

しかし、森林の整備・保全等を担う町村の財源の確保は急務であることから、国は二酸化

炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みを早急に構築するよう要望する。

X I エネルギー対策関係

1 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、自然エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、国は、次の事項を実現するよう強く要望する

- (1) 安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力交付金）制度を法律に基づく恒久的な制度とすること。
- (2) 平成23年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。
- (3) 新たなエネルギー基本計画の策定にあたっては、再生可能で安全な水力発電の役割を改めて評価すること。
- (4) 過疎化等深刻な課題を抱えるダム所在町村の振興を図るため、ダム・発電関係市町村全国協議会の提唱する「ダム所在水源地域振興法（仮称）」を制定すること。
- (5) 都道府県による流水占用料等の使途の実態と町村による河川管理の役割を適切に評価し、流水占用料等の全額を町村収入とするよう、河川法を改正すること。
- (6) 近年、集中豪雨により水源・電源地域で甚大な災害が発生していることを踏まえ、防災・減災の観点から、降雨による増水に対応するためのダムの事前放流及び増水時の追加放流の実施に際しては、支流の水位に対しても考慮すること。
- (7) ダム湖や河川の堆砂が洪水の流下を阻害し、水害の要因となる恐れがあることから、堆砂対策を強力に推進すること。
- (8) 小水力発電は、低コストで安定的な発電が可能な二酸化炭素を排出しない環境に優しいクリーンエネルギーであり、水資源が豊富な岐阜県においては積極的な開発が必要である。

よって、小水力発電施設の設置を行う際の支障の一つである慣行水利についても手続きの簡素化を図るなど、水利権に係る手続きを緩和すること。

2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の継続

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止、新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し

町村において独自に補助金（国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付者への上乗せ補助）を交付しているが、国の補助金の削減等により町村の整備計画予定に狂いが生じるおそれがある。

よって、国は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を継続するよう要望する。

X II その他

1 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で50%（平成24年度末）となっているが、岐阜県下では約15%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに一昨年の震災においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、国においては、この事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう要望する。

2 類似施設取り壊し費用に係る財政支援

補助対象施設の転用等については、平成20年度に更なる弾力化が図られ、類似施設を多く抱える合併自治体においては、人件費や維持管理費など経常経費の削減のために有効な施策として活用されている。

しかし、取り壊しなどに係る費用が単独経費となるため、処分を進める上において、財源確保が大きな課題となっており、積極的に進めることができない状態にある。

よって、国は安全面、防犯面における取り壊しに係る財政支援を創設し、補助対象施設の転用等について、更なる見直しにより各省庁が統一的な指針により対応するよう要望する。

3 木曽川水系連絡導水路事業の促進

木曽川水系連絡導水路は徳山ダム建設に伴って、木曽川水系の水需要に大きな恩恵をもたらすものであり、国は早期に事業着手するよう要望する。